

## 鉄道付属街路事業における「事業の概要に関するご意見・ご質問」 でお寄せいただいた、主な内容及びその回答について

### ○概要

- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、用地補償説明について集会形式での開催を見送り、関係資料の送付とアンケートを用いて、ご意見・ご質問を頂戴する形式にて実施。
- ◇ 資料郵送/配布：令和2年11月24日郵送/令和2年11月27日配布
- ◇ 郵送/配布数量：180名郵送/約200件配布
- ◇ ご意見およびご質問の募集期間：令和2年12月11日まで

### ○説明資料（配布資料）

- ◇ 東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）十条駅付近の連続立体交差事業について【東京都事業】
- ◇ 東京都市計画道路事業東日本旅客鉄道赤羽線付属街路（鉄道付属街路）【北区事業】
- ◇ 用地補償のあらまし
- ◇ 事業の概要並びに用地補償の概要（説明資料）
- ◇ 用地補償と個別相談に関するアンケート
- ◇ 事業の概要に関するご意見・ご質問用紙



鉄道付属街路  
パンフレット



ご意見・ご質問用紙

### ○鉄道付属街路に関するご意見・ご質問の主な概要及びその回答

#### ◇ Q1

自宅が事業用地の対象となっているかわかりません。

#### ◇ A1

用地補償に関わる資料は、対象となる関係権利者の皆さんにお配りしていますので、資料がお手元に届いている方は対象になります。事業用地の範囲を確認されたい場合は、資料でもご案内させていただいた、事業用地内にある以下の事務所でお示ししております。

公益財団法人 東京都都市づくり公社 第二防災まちづくり事務所

住所：北区上十条2-31-1 十条大信ビル5階 電話：03-6454-3822

## 鉄道付属街路事業

### ◇ Q2

鉄道付属街路の整備により、自動車交通量が増加し、交通事故や歩行者が歩き辛くならないか心配だ。安全対策をしっかりしてほしい。

### ◇ A2

鉄道付属街路は、「地域で発生する人や車の交通を担う日常の生活道路としての利用」及び「災害時の緊急活動における利用」を想定しており、自動車交通量は比較的少ないものと考えております。

安全対策や交通規制等につきましては、今後、警察等の関係機関と協議してまいります。

### ◇ Q3

コロナ禍とはいえ、説明会等の話し合いの機会がないのは不安です。誠意ある対応をお願いします。

### ◇ A3

集会形式に替わり、お会いして直接ご意見をお伺いするため、個別相談の場を設けさせていただきました。

また、個別相談期間に関わらず、今後とも権利者の皆さまの状況に応じた丁寧な対応をさせていただきます。

### ◇ Q4

駅付近の活性化だけに目がいっているように思います。

にぎわい空間は十条駅西口だけでよいのではないでしょうか。

### ◇ A4

鉄道付属街路は、駅などへのアクセス向上や防災性の向上など、地域の利便性や安全性を高めることを目的としております。

また、東西方向に比べて不足する南北方向の道路網を形成するため、駅付近道路網を強化し、歩行空間の確保が図れるように配置するとともに、十条駅東側の災害時の消防活動困難区域の解消等、木造住宅密集地域の改善を図ります。

### ◇ Q5

借地や借家の場合、貸主との交渉に入ってもらえるのか。

### ◇ A5

まずは土地や建物の所有者の皆さまとお話しをさせていただき、ご了解が得られてから借地や借家の皆さまと交渉させていただきます。原則、お譲りいただく土地に関わる全ての権利者の同意が得られてからの契約となります。

◇ Q6

人々の憩いの場ができて、四季が感じられるように側道沿いに植樹を希望します。

◇ A6

側道の整備につきましては、地域の皆さまの意見を踏まえ、にぎわいの拠点の形成にふさわしい魅力的な道路となるよう、検討をしてまいります。

◇ Q7

高齢であるため、現在と同等の収益物件を確保することが困難です。一時的な補償金だけではなく、継続的な支援を希望します。

◇ A7

権利者の皆さまの個別のご事情に合わせて相談をさせていただき、必要と認められる場合は、移転先の選定や手続きに要する費用を補償させていただきます。

◇ Q8

鉄道付属街路の車道は、相互通行になるのでしょうか。

また、側道から環状第七号線への接続はどのようにになりますか。

◇ A8

鉄道付属街路は、相互通行を予定しております。

また、環状第七号線への接続に関しては、現状の区道と同様な形での接続を検討しております。

◇ Q9

鉄道付属街路の事業スケジュールを教えてください。

◇ A9

鉄道付属街路は、連続立体交差事業の仮線等の用地として活用した後に工事着手いたします。詳細につきましては、工事着手前に開催予定の工事説明会にてご説明させていただきます。

## お問合せ先

【事業に関すること】

北区 土木部 土木政策課 事業計画係 (03-3908-9252)

【補償に関すること】

北区 土木部 事業用地担当課 (03-3908-9254)

公益財団法人 東京都都市づくり公社 第二防災まちづくり事務所 (03-6454-3822)